

## 1. 総則

### 1-1. 適用範囲

本仕様書は、本庄市(以下「発注者」という。)が実施する「本庄駅北口周辺まちなかウォークブルエリア等検討業務委託」(以下「本業務」という。)に適用するものであり、請負者(以下「受注者」という。)が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。

### 1-2. 業務計画

受注者は、本業務の着手及び完了にあたり、下記の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を得なければならない。

- ① 業務実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務委託完了通知書
- ④ 成果物引渡書
- ⑤ その他発注者が指示する関係書類等

### 1-3. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、各回の社会実験実施前、成果品納入時を基本としながら、必要に応じて随時行うものとし、協議後、受注者は速やかに記録簿を2部作成し、各々確認のうえ、保有する。

### 1-4. 法令等の遵守

本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、関係法令・計画等を遵守しなければならない。

### 1-5. 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、原則として受注者が行うものとする。その際、円滑な手続きを目的として受注者は発注者に協力を求めることができる。

### 1-6. 関係官公署の情報収集等

本業務を行うにあたっては、国土交通省をはじめ国等の最新動向及び他の地方公共団体の取組も含めた最新情報を収集し、本業務に適用できるか等の調査及び分析を適宜行うこと。

#### 1-7. 損害賠償

---

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、受注者の責任において解決するとともに、その顛末を迅速に発注者に報告するものとする。

#### 1-8. 守秘義務

---

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を発注者の承認を得ずに目的外に使用してはならない。また、本業務完了後においても同様とする。

#### 1-9. 個人情報の保護

---

受注者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

#### 1-10. 成果品の瑕疵

---

納品後、成果品に受注者の責による瑕疵が発見された場合は、受注者は、発注者の指示に従い改訂等必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は、受注者が負担するものとする。

#### 1-11. 成果品の帰属

---

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

#### 1-12. 成果品の検査・納品

---

受注者は、成果品とともに業務完了報告書を提出し、管理者立ち合いのうえ、発注者の検査を受けるものとする。また、各成果品(中間成果品を含む。)の検査日及び納品日については、発注者の指示に従うものとする。なお、指摘事項がある場合は、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

#### 1-13. 貸与資料

---

発注者は、本業務遂行のうえで必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。なお、貸与資料は、その重要性を認識し、取扱い及び保管に十分注意するものとする。

#### 1-14. 再委託の禁止

---

本業務の全部を第三者に委託してはならない。なお、業務の一部の再委託を行う場合には、「本庄市業務委託契約約款第4条第2項」の規定に基づき、内容及び再委託事業

者について、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

## 1-15. 疑義

本仕様書に定めなき事項又は仕様書について疑義が生じた場合には、発注者と受注者でその都度協議し、決定するものとする。

## 2. 業務の目的

本市では、令和4年1月に策定した「本庄駅北口周辺整備基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、本庄駅北口駅前と周辺道路の整備を柱とし、まちなかにおける定住人口の増加と賑わいの創出を目指すこととしている。

基本計画では、「まちなかの回遊を生む、歩いて暮らせる空間づくり」をコンセプトとする道路整備において、近年、国が進める「居心地が良く歩きたくなる空間づくり」にかかる施策を受け、その基本方針として「居心地の良いウォーカブルなまちづくり」を掲げている。これはエリア内に残る様々な既存ストックを活用し、新たな交流や滞留を生む空間を生み出すことで、北口周辺のエリア価値を高め、基本計画が示す将来像の実現を図ろうとするものである。

本業務では、令和4年度に実施した「本庄駅北口周辺まちなかウォーカブル推進調査業務」の結果を踏まえ、必要な社会実験や調査等を通じ、「居心地の良いウォーカブルなまちなか」を目指し、人々の回遊性を促進し、道路空間や低未利用地等の既存ストックを面的に捉えた、北口周辺エリアにおけるウォーカブル推進エリア(以下「推進エリア」と言う。)を選定するとともに、そのエリアにおける課題等を整理し、必要とされる施策等の提案を受けることを目的とする。

## 3. 対象区域

本業務の対象区域は、別紙に示す区域とする。

## 4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年3月22日までとする。

## 5. 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 社会実験の企画
- (2) 社会実験の実施・運営
- (3) 調査分析等の実施
- (4) 推進エリアにおいて必要となる施策の提案
- (5) その他会議等の運営支援
- (6) 報告書類の作成
- (7) 成果品の提出

## 6. 業務内容

### 6-1. 社会実験の企画

本庄駅北口周辺におけるウォーカブルなまちづくりの推進のため、本業務の対象区域を多角的に分析し、推進エリアを利用した社会実験を企画する。

受注者は、契約締結後、本業務の目的の達成に向け、発注者との協議のうえ、速やかに以下の事項により構成された「実施計画書」を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

#### 「実施計画書」に記載すべき事項

- ① 対象区域の現状の把握と問題点の抽出
- ② 対象区域の問題点を改善するための課題の整理
- ③ 社会実験の目的
- ④ 社会実験の概要
- ⑤ 社会実験を実施するエリア(推進エリア)の設定
- ⑥ 社会実験の年間スケジュール
- ⑦ その他必要な事項

なお、推進エリアの設定に当たっては、以下に留意すること。

- 「居心地の良いウォーカブルなまちづくり」を実現するための課題や可能性を整理し、北口周辺エリアにおける今後の取組の方向性を検討すること。
- 交通量、土地利用状況及び利用の実態等の情報を整理したうえで、設定すること。
- エリア内における回遊性を十分考慮し、基本計画が示すウォーカブル推進道路のうち、以下の3路線のいずれかを含む複数路線を対象範囲に入れること。
  - ア) 市道第 5361 号線(三交通り)
  - イ) 市道第 5374 号線(駅西通り)
  - ウ) 市道第 5386 号線(銀座通り)
- 都市再生整備計画における「滞在快適性等向上区域」<sup>\*</sup>への指定を見据え、設定すること。なお、制度の詳細については、国土交通省のホームページを参

照すること。

※参照 国土交通省 官民連携まちづくりポータルサイト

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)

## 6-2. 社会実験の実施・運営

---

### (1) 社会実験の実施・運営

本業務の目的の達成及び仮説の実証に向け、発注者と協議のうえ、以下のとおり社会実験を実施・運営する。

#### ① 社会実験の実施時期と回数

- 社会実験は、その時期を変え、1日単位の実施であれば最低5回、継続した期間にわたっての実施の場合は、1か月程度を目安とし最低2回は実施し、この中には、道路空間の利活用を検証することを目的とする社会実験を最低2回（契約期間における上・下半期に各1回程度）含むこと。
- 受注者は、道路使用許可を必要とする社会実験を実施する場合は、開催日の3か月以上前に、企画書を添え、発注者と協議することとし、関係機関との協議・調整を必ず行うこと。
- 推進エリア内で開催されるその他のイベント等と連携した実施を妨げない。
- 社会情勢の変化等により、社会実験の開催が難しい場合は、発注者と協議のうえ、その回数や方法等を変更することができる。

#### ② 社会実験の実施手法及び規模

本業務における社会実験は、基本計画に示す「居心地の良いウォーカブルなまち」の具現化に向け、令和4年度に実施した調査業務の結果等を踏まえ、本庄駅北口周辺における推進エリアを設定し、そのエリアにおいて必要となる施策の提案を受けることを目的としている。以下の点に留意のうえ、社会実験を実施することとする。

- エリア内の道路空間や既存ストック（空き家、空き店舗、空き地等）を面的に活用することでの回遊性の促進、新たな交流や滞留を生み出す工夫を凝らすこと。
- 市が目指す「ウォーカブルなまちなか」の実現に向け、多様な人や活動の交流が生み出されるよう努めること。
- 来場者の回遊ルートを追跡できる仕組みを含めること。

#### ③ 広報等

受注者は、社会実験が効果的かつ安全に実施されるため、周辺住民や来場者に対して、実験を十分に周知する措置を講じること。社会実験の広報については、フライヤーやポスター等の物理的媒体のみならず、SNS等の活用も含め、効果的に実施するこ

と。

#### ④実施・運営体制の整備

受注者は、発注者と協議のうえ、社会実験を効率的に実施・運営するための体制整備を行うこと。

#### ⑤安全性への配慮

受注者は、社会実験の実施にあたり、交通安全上の支障を最小限にとどめるとともに、不慮の事故等が発生しないよう、安全上の配慮に努めること。また、その他、社会情勢の変化に応じた安全策を講じること。

### 6-3. 調査分析等の実施

---

受注者は、社会実験から得られるデータの内容や目的等を発注者に提示し、得られたデータ等をもとに調査分析を行うとともに、推進エリアの妥当性等を検証すること。

### 6-4. 推進エリアにおいて必要となる施策の提案

---

- 受注者は、社会実験の結果を踏まえて課題等を整理し、本市の「立地適正化計画」<sup>※1</sup>や基本計画<sup>※2</sup>が目指す将来像を視野に入れつつ、北口周辺におけるウォークアブル推進施策の有効性を高める施策を、イラストや写真等を効果的に活用し、提案すること。なお、参照すべき各計画については、市ホームページを確認すること。

※1 参照 本庄市ホームページ「立地適正化計画」

<https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/tantoujouhou/gairo/1478567838497.html>

※2 参照 本庄市ホームページ「本庄駅北口周辺整備基本計画」

[https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/toshiseibi/sigaiti/tantoujouhou/honjo\\_eki\\_syuhon/14576.html](https://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/toshiseibi/sigaiti/tantoujouhou/honjo_eki_syuhon/14576.html)

- 現在、市が進めている、基本計画に基づく“本庄駅北口駅前街区の整備方針”を踏まえ、北口周辺エリアが一体となったまちづくりを意識すること。

### 6-5. その他会議等の運営支援

---

受注者は、本業務のために必要な会議等に参加するとともに、資料及び会議録を作成する等の運営支援を行うものとする。

### 6-6. 中間報告書の作成

---

受注者は、10月末までに、中間報告書を作成し提出すること。なお、その内容は、発注者と協議することとする。

また、中間報告書は電子データ(Word、Excel、PowerPoint 及びそれに類似するもの)で作成するとともに、PDF 形式のデータを添えて、電子メールにより提出することとする。

## 6-7. 成果品の提出

---

成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書(概要版を含む。A4 判) 2部

- ① 業務の実施状況が分かる写真
- ② 社会実験で得られたデータ等をまとめた資料
- ③ 今後のウォークアブル施策推進に必要と考える施策をまとめたもの
- ④ その他発注者が必要と認めたもの

(2) 報告書の電子データ 一式

成果品は、電子データ(Word、Excel、PowerPoint 及びそれに類似するもの)で作成するとともに、PDF 形式のデータを添えて、電磁的記録媒体(CD-R 等)により提出すること

(3) その他本業務実施時に作成した文書及び制作物等 一式

